

2 6 医療保険制度の安定的な運営

〔現況及び施策の方向〕

本県の国民健康保険事業は、23市町4組合の27保険者によって運営され、平成25年度末現在では県人口の25.6%にあたる約72万5千人が加入しており、地域住民の健康の増進に大きく貢献している。(平成20年4月から75歳以上の人を対象とした後期高齢者医療制度が開始されている。)

国民健康保険事業の実施に当たっては、保険料(税)の収納促進、診療報酬明細書等点検調査の充実による給付の適正化及び保健事業の推進に努め、国民健康保険制度の安定的な運営を図ることが必要である。

〔事業の内容〕

1 国民健康保険事業(予算額 24,555,248千円)

他の医療保険と比較して、高齢者や低所得者の構成割合が高く、経済状況の影響も受けやすい、ぜい弱な財政基盤に加え、多様化・高度化する医療需要の増大等もあり、保険財政は厳しいものとなっている。

各保険者は、国庫補助金、県による助成及び保険料(税)の適正賦課等によって、国民健康保険事業の安定化に努めている。(昭和33年度創設)

第1表 国民健康保険被保険者数等

(単位 人, 円, %)

区 分	国民健康保険 被保険者数 (年度末現在)	1人当たり 医療費	保険料(税) 収 納 率
平成25年度	725,449	368,358	91.13
平成24年度	735,475	360,376	91.03
平成23年度	745,840	356,327	91.00

(注) 1人当たり医療費について、市町分は3月～2月診療分により、組合分は4月～3月診療分により算出している。

第2表 国保事業決算の状況

(単位 千円, 団体)

区 分	歳入総額	歳出総額	歳入歳出 差 引 額	左 の 内 訳			
				剰 余 (黒字)		不 足 (赤字)	
				保険者数	金 額	保険者数	金 額
平成25年度	331,704,215	325,343,073	6,361,142	27	6,361,142	0	0
平成24年度	327,016,979	319,751,479	7,265,500	27	7,265,500	0	0
平成23年度	318,528,335	311,459,292	7,069,043	27	7,069,043	0	0

(1) 被保険者の資格の適用

国民健康保険は、国民皆保険の下に市町及び国民健康保険組合が保険者となって、各種被用者保険に加入していない自営業者等を対象として必要な給付を行っている。

第3表 国民健康保険の適用状況

(単位 団体, 世帯, 人)

区 分	保 険 者 数			世 帯 数	被 保 険 者 数
	市 町	組 合	計		
平成25年度	23	4	27	435,438	725,449
平成24年度	23	4	27	438,218	735,475
平成23年度	23	4	27	440,803	745,840

(注) 年度末現在の数値による。

(2) 保険給付

被保険者の疾病及び負傷に関して療養の給付(義務教育就学前 8 割, 義務教育就学後 70 歳未満 7 割, 70 歳以上 75 歳未満 9・8・7 割〔昭和 19 年 4 月 1 日以前生まれの者 9 割, 昭和 19 年 4 月 2 日以降生まれの者 8 割, 現役並み所得者 7 割〕及び被保険者の出産, 死亡等に関して出産育児一時金(404,000 円〔産科医療保障制度加入時: 420,000 円〕), 葬祭費(20,000 円~50,000 円)等を支給している。

第 4 表 保険給付の状況

(単位 千円, %)

区 分			平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
療 養 諸 費	療 養 の 給 付 費		268,562,317	266,266,439	266,352,045
	療 養 費		2,640,029	2,654,807	2,563,594
	小 計		271,202,346	268,921,246	268,915,639
	対 前 年 増 加 率		0.8	0.002	1.7
	負 担 区 分	保 険 者 負 担	198,045,273	196,126,758	195,886,951
		被 保 険 者 負 担	57,332,218	56,670,107	56,527,363
		そ の 他 の 負 担	15,824,855	16,124,381	16,501,325
高額療養費・高額介護合算療養費			23,073,106	22,557,709	21,672,345
そ 保 他 給 付 の 費	出 産 育 児 一 時 金		1,335,649	1,406,750	1,446,016
	葬 祭 費		142,070	144,100	147,250
	傷 病 手 当 金 等		137,697	131,572	143,135
	小 計		1,615,416	1,682,422	1,736,401

(注) 広島市, 福山市を含む。

第 5 表 医療給付に関する諸率の状況

(単位 件, 日, 円)

区 分	受 診 率	1 件当たり日数	1 日当たり費用額	1 人当たり医療費
平成 25 年度	広島県	1,103.15	2.19	12,018
	全 国	995.81	2.02	12,214
平成 24 年度	広島県	1,095.42	2.23	11,661
	全 国	984.24	2.05	11,925
平成 23 年度	広島県	1,087.33	2.29	11,321
	全 国	967.55	2.09	11,587

(注) 1. 受診率は、「療養の給付」の件数(薬剤支給の件数を除く)を年間平均被保険者数で除し, 100 倍した数値であり, 被保険者 100 人当たりの年間受診回数を表している。

2. 市町村分は 3 月~2 月診療分により, 組合分は 4 月~3 月診療分により算出している。

3. 全国の数値は国民健康保険事業年報から引用。

(3) 保険料(税)の収納

保険者のうち市町では, 保険料又は保険税のいずれかを選択(国民健康保険組合は保険料に限る。)することができ, 本県では, 広島市, 呉市, 尾道市, 大竹市が保険料, その他の市町は保険税を採用している。

保険料(税)は, 健全財政を確保するため, 医療費に見合う額を賦課するよう指導しているが, 被保険者に低所得者や無職者が多いため, 医療費に見合う保険料(税)の確保は困難な状況がある。

賦課方式は, 第 6 表のとおり, ほとんどの保険者が所得割, 資産割, 被保険者均等割及び世帯別平等割を賦課する方式を採用している。

平成 25 年度の 1 世帯当たり保険料(税)調定額は, 第 7 表のとおり 165,567 円となっており, 前年度に比べて 841 円, 0.5%の増加となった。

なお, 低所得世帯に対しては, 第 8 表のとおり保険料(税)の軽減の措置が講じられており, 全世帯の 52.6%が軽減対象世帯である。

第6表 賦課方法別市町数

(医療分・後期分・介護分)

(単位 市町)

区 分	所得割・資産割 均等割・平等割	所 得 割 均等割・平等割	計
保 険 税	16	3	19
保 険 料	2	2	4
計	18	5	23
構 成 比 (%)	78.3	21.7	100.0

(注) 平成25年4月1日現在の数値による。

第7表 保険料(税)の収納状況

(単位 千円, %, 円)

区 分	保険料(税)額(現年度分)			1世帯当たり調定額			
	調 定 額	収 納 額	収 納 率 広島県(全国)	金 額		対前年増加率	
				広 島 県	全 国	広 島 県	全 国
平成25年度	72,871,600	66,406,388	91.13(91.66)	165,567	170,128	0.5	1.5
平成24年度	72,955,067	66,409,277	91.03(91.17)	164,726	167,557	3.2	0.7
平成23年度	70,984,915	64,593,834	91.00(90.74)	159,558	166,310	3.1	1.0

(注) 収納率は、居所不明者分調定額を控除した調定額を用いて算出している。
なお、全国の数値は国民健康保険事業年報から引用。

第8表 低所得世帯に対する保険料(税)軽減措置実施状況

(医療分)

(単位 世帯, %, 人, 千円)

区 分	7割軽減				5割軽減				2割軽減			
	世 帯 数		被保険者数		世 帯 数		被保険者数		世 帯 数		被保険者数	
	実 数	割合	実 数	割合	実 数	割合	実 数	割合	実 数	割合	実 数	割合
平成26年度	114,565	27.6	152,983	22.4	53,358	12.9	100,346	14.7	50,377	12.1	96,146	14.1
平成25年度	113,937	27.3	153,515	22.2	20,762	5.0	48,279	7.0	57,516	13.8	100,977	14.6
平成24年度	114,448	27.2	154,970	22.0	20,595	4.9	48,721	6.9	56,360	13.4	99,651	14.2
区 分	計				軽 減 額							
	世 帯 数		被保険者数									
	実 数	割合	実 数	割合								
平成26年度	218,300	52.6	349,475	51.2	6,762,896 (6,416,695)							
平成25年度	192,215	46.0	302,771	43.7	5,742,473 (5,401,387)							
平成24年度	191,403	45.5	303,342	43.1	5,715,186 (5,351,449)							

(後期分)

(単位 世帯, %, 人, 千円)

区 分	7割軽減				5割軽減				2割軽減			
	世 帯 数		被保険者数		世 帯 数		被保険者数		世 帯 数		被保険者数	
	実 数	割合	実 数	割合	実 数	割合	実 数	割合	実 数	割合	実 数	割合
平成26年度	114,565	27.6	152,983	22.4	53,358	12.9	100,346	14.7	50,377	12.1	96,146	14.1
平成25年度	113,937	27.3	153,515	22.2	20,762	5.0	48,279	7.0	57,516	13.8	100,977	14.6
平成24年度	114,448	27.2	154,970	22.0	20,595	4.9	48,721	6.9	56,360	13.4	99,651	14.2
区 分	計				軽 減 額							
	世 帯 数		被保険者数									
	実 数	割合	実 数	割合								
平成26年度	218,300	52.6	349,475	51.2	2,116,109 (2,008,542)							
平成25年度	192,215	46.0	302,771	43.7	1,770,879 (1,666,065)							
平成24年度	191,403	45.5	303,342	43.1	1,726,286 (1,617,090)							

(介護分)

(単位 世帯, %, 人, 千円)

区 分	7割軽減				5割軽減				2割軽減			
	世 帯 数		被保険者数		世 帯 数		被保険者数		世 帯 数		被保険者数	
	実 数	割合	実 数	割合	実 数	割合	実 数	割合	実 数	割合	実 数	割合
平成26年度	48,201	26.1	52,942	23.5	22,640	12.3	28,582	12.7	20,694	11.2	26,256	11.7
平成25年度	49,013	25.4	54,237	22.8	10,410	5.4	14,090	5.9	23,441	12.2	29,532	12.4
平成24年度	50,449	25.2	56,242	22.5	10,658	5.3	14,718	5.9	24,147	12.1	30,937	11.9
区 分	計				軽 減 額							
	世 帯 数		被保険者数									
	実 数	割合	実 数	割合								
平成26年度	91,535	49.6	107,780	47.9	798,864 (685,005)							
平成25年度	82,864	43.0	97,859	41.1	696,625 (582,766)							
平成24年度	85,254	42.7	101,897	40.9	668,443 (572,121)							

(注) 1. 市町国保(全被保険者分)のみの数値である。
2. 軽減額の()は、退職被保険者分を除いた数値である。
3. 世帯数及び被保険者数は、4月1日現在の数値による。

(4) 国庫補助の状況

保険料（税）とともに国保財政の主な財源となっているのは国庫支出金であり、平成25年度歳入総額に対する割合は21.8%である。

第9表 国庫支出金の状況

(単位 千円)

区 分	平成25年度	平成24年度	平成23年度
事務費負担金	46,902	49,462	47,897
療養給付費等負担金	52,976,759	52,234,006	56,092,455
高額医療費共同事業負担金	1,594,092	1,499,308	1,436,218
特定健康診査等負担金	243,236	239,018	224,259
普通調整交付金	11,507,928	10,187,801	11,334,029
特別調整交付金	5,866,703	6,344,669	6,531,571
出産育児一時金等補助金	58,934	61,826	93,117
特別対策費補助金	0	0	0
計	72,294,554	70,616,090	75,759,546

(注) 広島市、福山市を含む。

(5) 保険者の実地指導等

国民健康保険事業の適正な運営を図るため、保険者の実地指導等を随時行い、事業運営の健全化に努める。

第10表 保険者等の実地指導の状況

(単位 団体)

区 分	一 般 指 導	特 別 指 導
平成26年度	12	6
平成25年度	9	10
平成24年度	8	11

第11表 国民健康保険直営診療施設の決算状況

ア 病院

(単位 会計、千円)

区 分	会計数	損 益 の 状 況				未処理 欠損金	不 良 債務額	未処理 利 益 剰余金
		会計数	当年度 純利益	会計数	当年度 純損失			
平成25年度	8	4	396,091	4	259,972	1,723,260	0	2,937,579
平成24年度	8	6	520,033	2	59,527	1,570,153	0	3,003,497
平成23年度	9	7	584,270	2	175,798	2,367,075	0	2,514,111

イ 診療所

(単位 会計、千円)

区 分	会 計 数	黒 字		赤 字	
		会 計 数	黒 字 額	会 計 数	赤 字 額
平成25年度	15	11	99,694	4	13,077
平成24年度	15	11	180,117	4	86,399
平成23年度	15	10	171,191	5	81,293

(6) 保険医療機関等の指導監査

各種医療保険における療養の給付を取扱う保険医療機関等について、保険診療の適正化を期すため、医療担当者を対象とした個別指導及び集団指導並びに保険医療機関等に対する指導監査を中国四国厚生局と連携して実施する。

第12表 平成26年度保険医療機関等指導監査件数及び返還金処理状況

(単位 機関、円)

区 分	機 関 数			返還金額	説 明
	監 査	個別指導	集団指導		
医 科	1	78	312	22,305,984	国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、生活保護法の医療に関するものなど
歯 科	0	45	180	1,466,398	
薬 局	1	104	259	5,726,736	
訪問看護	0	0	16	0	
柔道整復	0	0	0	0	
計	2	227	767	29,499,118	

(7) 国保事業等の推進（予算額 1,573千円）

適正かつ安定的な国保事業等の運営が図られるよう保険者に対する助言・指導を行う。

(昭和63年度創設)

(8) 国民健康保険事業状況データ作成（予算額 2,716千円）

事業状況等のデータ作成業務を広島県国民健康保険団体連合会に委託して実施する。

(昭和63年度創設)

(9) 市町国保財政助成事業（予算額 10,123,702千円）

市町に対し、保険基盤安定制度及び高額医療費共同事業に対する助成を行う。(昭和63年度創設)

第13表 市町国保財政助成事業の状況

(単位 千円)

事 業 名	内 容		平成27年度 (予定)	平成26年度	平成25年度
保険基盤安定負担金	負担割合	(保険料(税)軽減分) 県 3/4, 市町 1/4 (保険者支援分) 国 1/2, 県 1/4, 市町 1/4	8,201,242	7,323,898	6,160,245
高額医療費 共同事業負担金	負担割合	国 1/4, 県 1/4, 市町 1/2	1,922,460	1,563,442	1,555,790

(注) 広島市、福山市を含む。

(10) 国民健康保険県調整交付金（予算額 14,427,015千円）

市町国保の財政調整を図るため、交付金を交付する。(平成17年度創設)

第14表 国民健康保険県調整交付金の状況

(単位 千円)

区 分	金 額
平成26年度	13,184,009
平成25年度	13,102,367
平成24年度	13,320,121

(注) 広島市、福山市を含む。

(11) 広島県国民健康保険審査会の運営（予算額 242千円）

市町等が行った行政処分に対する審査請求の審理・裁決を行う第三者機関として設置している広島県国民健康保険審査会を運営する。

第 15 表 審査請求の状況

(単位 件)

年 度	件 数	審 理 結 果
平成 26 年度	107	裁決（認容）1 件，（棄却）1 件，（却下）17 件，（取下）3 件（無効）1 件， 審理中 84 件
平成 25 年度	7	裁決（棄却）1 件，（却下）2 件，審理中 4 件
平成 24 年度	9	裁決（認容）2 件，（棄却）3 件，（却下）1 件，（取下）3 件

2 後期高齢者医療制度（予算額 40,677,265 千円）

平成 20 年度から 75 歳以上の高齢者（65 歳～74 歳の一定程度の障害のある者を含む。）を対象とした新たな医療保険制度が開始された。

この制度は、全ての市町が参加する後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、保険料の決定、医療の給付等を行う。

(1) 高齢者の医療の確保に関する法律による医療等の実施（予算額 30,643,789 千円）

高齢者の健康保持と適切な医療の確保を図るため、後期高齢者医療広域連合が実施する法による医療等に要する費用（一定以上所得者に係る医療等に要する費用を除く。）の一部（12 分の 1）を負担する。（平成 20 年度創設）

ア 対 象 者

75 歳以上の人及び 65 歳以上 75 歳未満で後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けている人

イ 医療費の自己負担割合

一般の人は 1 割、現役並み所得者は 3 割

ウ 保険料

平成 26～27 年度の年間保険料は、均等割額（被保険者全員が均等に負担）44,032 円と所得割額（（総所得金額等－基礎控除）×所得割率 8.43%）の合計となる。

なお、所得の低い人は、世帯の所得に応じて均等割額の 9 割・8.5 割・5 割・2 割が、また、基礎控除後の所得額が 58 万円以下の人は所得割額の 5 割が軽減される。

第 16 表 後期高齢者医療県負担金給付状況

(単位 人, 千円)

区 分	受 給 者 数 (A)	後 期 高 齢 者 医 療 給 付 費 (B)	(B) の う ち 県 費 負 担 額	1 人 当 たり 給 付 費 (B) / (A) 円
平成 27 年度(予定)	383,510	361,725,459	30,643,789	943,197
平成 26 年度	369,670	361,373,579	29,740,097	901,710
平成 25 年度	365,352	354,789,226	29,403,879	896,775

(2) 後期高齢者医療助成事業（予算額 6,538,822 千円）

後期高齢者広域連合の財政安定化を図るため、第 18 表のとおり事業を実施する。（平成 20 年度創設）

第 17 表 後期高齢者医療助成状況

(単位 千円)

区 分	事 業 内 容	負担割合	平成 27 年度 (予定)	平成 26 年度	平成 25 年度
保険基盤安定制度	低所得世帯等の保険料(均等割)の軽減措置分を補填	県 : 3/4 市町 : 1/4	4,736,015	4,439,444	4,049,166
高額医療費負担金	高額な医療費による広域連合の財政リスクを緩和するため、レセプト1件当たり 80 万円を超過する医療費の一定割合を補填	国 : 1/4 県 : 1/4 広域連合 : 1/2	1,291,769	1,247,188	1,202,089
不均一保険料助成	医療費が著しく低い市町の保険料軽減分を補填(該当市町:神石高原町)	国 : 1/2 県 : 1/2	0	0	3,170
財政安定化基金繰入金	広域連合の財政不足等に対する貸付又は交付を行うため、県に「財政安定化基金」を設置	国 : 1/3 県 : 1/3 広域連合 : 1/3	511,038	511,686	1,000,280
財政安定化基金取崩	後期高齢者保険料の軽減を図るため、保険料収納額の減等による財源不足に対し、基金を取り崩し、広域連合に交付	県 : 10/10	0	0	0

(3) 後期高齢者医療財政安定化基金の運営(平成 26 年度末基金額 3,494,412 千円)

後期高齢者医療広域連合の財政の安定化を図るため、給付の見込み誤りや保険料の未納による財政不足等に対し、県に設置している後期高齢者医療財政安定化基金から、貸付又は交付を行う。(平成 20 年度創設)

第 18 表 後期高齢者医療財政安定化基金の運営状況

(単位 千円)

区 分	積 立 額	貸付・交付額	摘 要
平成 26 年度	511,685	0	負担割合 国 1/3, 県 1/3, 広域連合 1/3
平成 25 年度	1,000,280	0	
平成 24 年度	1,005,236	2,503,626	

(4) 広島県後期高齢者医療審査会の運営(予算額 242 千円)

広島県後期高齢者医療広域連合及び市町が行った行政処分に対する審査請求の審理・裁決を行う第三者機関として設置している広島県後期高齢者医療審査会を運営する。

第 19 表 審査請求の状況

(単位 件)

年 度	件 数	審 理 結 果
平成 26 年度	4	裁決(棄却)3 件, (却下)1 件
平成 25 年度	6	裁決(棄却)2 件, (却下)1 件, 審理中 3 件
平成 24 年度	5	裁決(棄却)1 件, (取下)1 件, 審理中 3 件

3 医療費適正化の推進(予算額 12,466 千円)

本県における医療費の適正化を図るため、「第 2 期広島県医療費適正化計画」(計画期間:平成 25 年度~29 年度)に基づき、「県民の健康づくりに向けた取組」及び「効率的な保健医療福祉提供体制の推進」等の施策を計画的に推進する。

(1) 医療費適正化計画評価検討委員会の開催等（予算額 2,027 千円）

平成 25 年度に策定した「第 2 期広島県医療費適正化計画」（計画期間：平成 25 年度～平成 29 年度）について、施策の取組状況や目標値の進捗状況の検証など、計画の進行管理を行う。

(2) レセプト点検指導の実施（予算額 3,314 千円）

レセプト点検調査事務の充実に取り組むため、市町の实地指導を行う。また、市町のレセプト点検員等を対象とした研修会を実施する。

第 20 表 平成 26 年度国民健康保険レセプト点検の実施状況

区 分	内 容
実 地 指 導	23 市町、4 国民健康保険組合

第 21 表 平成 26 年度研修会実施状況

区 分	内 容	回 数
レセプト点検員研修	レセプト点検の事例研究等について	広島市 4 回

(3) 国保組合特定健診等実施率向上対策事業（予算額 7,125 千円）

国民健康保険組合における特定健診等実施率の向上を図るため、普及啓発、受診勧奨等の取組に対して助成を行う。（平成 25 年度創設）

第 22 表 国保組合特定健診等実施率向上対策補助金の状況

（単位 千円）

区 分	金 額
平成 26 年度	7,125
平成 25 年度	6,994